

令和6年度夏の交通事故防止県民運動実施要領

1 実施期間

令和6年7月15日(月)から7月24日(水)までの10日間

2 運動の趣旨

夏季は、暑さや長距離運転による過労に起因する交通事故や、夏休み中のこどもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

3 運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 高齢者と夏休み中のこどもの交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

4 スローガン

「わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり」

5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの行事や旅行など長距離運転が見込まれる際は、無理のない計画を立て、適度な休憩を取るなどゆとりのある運転に努める。 ○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。 ○ 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転^{*1}を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。 ○ 自転車利用者は、ヘルメット着用と自転車の交通ルールを遵守する。 ○ 自転車の正しい乗り方を習得するとともに、反射材を含む自転車の点検・整備を確実に行う。 ○ 飲酒運転の危険性や違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転を許さない社会環境を醸成する。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について話し合い、後部座席においても正しく着用する。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体調管理や運転計画の策定など安全運転管理を徹底し、過労運転やスピードの出し過ぎを防止する。 ○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、こどもや保護者に対する夏休み期間中の交通事故防止について注意喚起を実施する。 ○ 飲酒運転の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動の周知や運転者の運転前後のアルコールチェックを確実に実施するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」「ゆるさない」を徹底する。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過労運転や解放感からの無謀運転（飲酒運転やスピードの出し過ぎ等）の防止について意識啓発に努める。 ○ 各種行事等を活用し、こどもや保護者に対する夏休み期間中の交通事故防止について注意喚起を実施する。 ○ スピードの出し過ぎがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動^{*2}やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。 ○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。

<p>運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時間にゆとりを持って早めに出発するとともに、長距離を運転するときは無理のない運転計画を立て、眠気や疲労を感じる前に休憩を取るなどして、過労運転を防止する。 ○ 高齢者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。 ○ 夏休みはこどもたちの外出の機会が増えることから、飛び出しなどの危険を予測し、スピードを控えた防衛運転を徹底する。 ○ 横断歩道では歩行者優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション※³」を実践する。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。 ○ 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。 ○ 二輪車乗車時は、ヘルメットや万が一の事故時に身体を守るプロテクター・エアバックジャケットを着用するとともに、スピードを控え安全運転を心掛ける。
<p>自転車利用者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則や飲酒運転禁止等の「自転車安全利用五則」を遵守し、正しい交通マナーを実践する。 ○ 乗車中に携帯電話等を操作することは、注意力が散漫になり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であり、いわゆる「ながら運転」はしない。また、ヘッドホン等の使用により周囲の音や声が聞こえない状態での運転もしない。 ○ 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果について理解し、ヘルメットを着用する。 ○ 利用する自転車の点検・整備を確実にを行う。 ○ 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。
<p>歩行者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動の徹底と左右の安全確認、手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。また、携帯電話を使用しながらの歩行、いわゆる「歩きスマホ」はしない。 ○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。 ○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。

《飲酒運転 4 (し)ない運動》

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※¹ 補償運転：危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を採用すること。

※² ハンドルキーパー運動：自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動。

※³ ハンド・コミュニケーション：横断歩道において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。